地域包括診療加算に関するお知らせ

当院は、複数の慢性疾患をお持ちの患者様に対し、継続的かつ全人的な医療を提供するため、厚生労働省の定める「地域包括診療加算」の届出を行っております。

この加算を算定する患者様は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症、慢性心不全、慢性腎臓病などの慢性疾患のうち、2 つ以上を有する方が対象となります。

対象となる患者様に対し、以下の取り組みを行います。

1. 総合的な診療と健康相談

① 患者様の服薬状況や健康状態を総合的に把握し、必要な医学管理を行います。

② 受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握し、重複投与や相互作用を防ぎます。

③ 健康診断の結果に関する相談や、予防接種に関する相談、その他健康管理に関するご相談に随時応じます。

2. 専門医療機関との連携

① 患者様の病状に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

② 紹介先の医療機関と連携し、診療情報の交換を行います。

3. 24 時間体制での対応

当加算を算定する患者様からの診療時間外のお問い合わせに対し、24 時間対応できる体制を確保しています。

【緊急連絡先】　　０７２－８７６－７２２１

上記番号におかけいただくと、医師の携帯電話に転送されます。

留守番電話には、患者様の氏名と連絡先を入れてください。

4. 介護・福祉サービスとの連携

① 介護保険制度の利用や、その他福祉サービスに関するご相談に応じます。

② 必要に応じ、担当のケアマネジャーや関係機関と連携します。

5. 在宅医療の対応

患者様の状態に応じ、在宅医療（訪問診療）の実施、または在宅医療を提供する医療機関との連携を行います。

6. 長期処方への対応

患者様の病状が安定している場合、医師の判断に基づき、28 日以上の長期処方の交付に対応します。

7. 敷地内禁煙

当院の敷地内は禁煙です。

医療法人松吉会　松吉医院　院長　松吉修一　０７２－８７６－７２２１